

くにうみウィンド1号合同会社「(仮称)中里風力発電所の設置に係る
環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成30年4月18日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)中里風力発電所の設置に係る環境影響評価準備書」について、くにうみウィンド1号合同会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 青森県北津軽郡中泊町
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 36,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

| | |
|-------------|-------------|
| 計画段階環境配慮書受理 | 平成25年12月18日 |
| 環境大臣意見受理 | 平成26年1月31日 |
| 経済産業大臣意見発出 | 平成26年2月24日 |

<環境影響評価方法書>

| | |
|-------------|-------------|
| 環境影響評価方法書受理 | 平成26年10月28日 |
| 住民意見の概要等受理 | 平成26年12月15日 |
| 青森県知事意見受理 | 平成28年2月10日 |
| 経済産業大臣勧告発出 | 平成28年2月24日 |

<環境影響評価準備書>

| | |
|-------------|------------|
| 環境影響評価準備書受理 | 平成29年9月1日 |
| 住民意見の概要等受理 | 平成29年11月9日 |
| 青森県知事意見受理 | 平成30年3月5日 |
| 環境大臣意見受理 | 平成30年3月8日 |
| 経済産業大臣勧告発出 | 平成30年4月18日 |

問合せ先:電力安全課 高須賀、松橋、岡田
電話:03-3501-1742(直通)

くにうみウィンド1号合同会社「(仮称)中里風力発電所の設置に係る環境影響評価準備書」に対する勧告について

1. 総論

今後の事業の実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ① 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- ② 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ③ 事後調査及び環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 地形の改変に係る環境影響

本事業は、風力発電設備の設置及び工事用・管理用道路の新設により比較的大規模な土地の改変が行われることに加え、切土を主体とした計画となっていることから、多くの残土が発生すると予測されており、土地の改変に伴う水環境及び生態系等への影響が懸念される。このため、擁壁等の構造物の活用等による切土量及び盛土量の最小化、道路等の切土量及び盛土量のバランスの追求等により、可能な限り土地の改変を抑制すること。特に風力発電設備 WTG9 については、設置により相対的に大きな切土工及び盛土工が計画されていることから、自然度の高い植生のまとまりにも配慮の上、配置等の見直しを行うこと。

(2) 鳥類に対する環境影響

対象事業実施区域及び十三湖を含むその周辺では、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ガン・カモ類及びハクチョウ類等の渡り鳥の飛翔が確認されている。このため、これらの鳥類等に対する影響を可能な限り回避・低減する観点から、供用後の飛翔経路の変化及びバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施し、バードストライクが確認される等、希少猛禽類及び渡り鳥等の重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合には、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付など鳥類からの視認性を高める措置、稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置につい

て、事故の確認・報告、連絡体制、原因の解明、防止措置、死骸・傷病個体への対処等を定めて実施すること。

(3) 騒音に対する環境影響

本準備書における環境影響評価によれば、工事用資材等の輸送に伴う騒音は、本事業者が参考とした道路に面する地域に係る環境基準値を3 dB 上回ると予測されている地点があることから、騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、工事用資材等の輸送効率化による車両台数の削減、複数の輸送ルートを採用や低速走行等の環境保全措置を講ずることにより騒音による生活環境への影響を極力低減すること。また、近隣住民の生活環境への影響について確認するとともに、影響が懸念される場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を環境影響評価書に記載すること。